

岸田文雄内閣は10月31日、学術への政治介入につながる国立大学法人法改悪案を閣議決定しました。一定規模以上の国立大学は、新たに事実上の最高意思決定機関となる「運営方針会議」(合議体)の設置が義務づけられます。

合議体は、3人以上の委員で構成され、委員は学長が任命する前に文部科学相の承認が必要となります。政権の意に沿った少數者が、大学を支配・運営する」となります。

独断で決められる合議体

現在、国立大学の運営に関わる重要事項の最終決定権は学長にあります。教育研究に関することは各部の代表者が参加する教育研究議議会に諮られ、最終的に学長

国立大法人法改悪

主張

と理事で構成する教員会の議を経なければ決められません。

改悪案では、大学の重要な事項のうち中期目標・計画・予算・決算に関する事項の決定権は、合議体に移管します。しかも学内の審議を経る必要がなく、独断で決められます。合議体の決定に基づいて

月1日)で決定されていました。学「最終まとめる」(2022年2月1日)と指摘され

る研究力低下の打開策として岸田政権が打ち出したのが大学

定大に指定する予定です。特定大学以外の大学も文科相の承認を得るなら合議体の設置を可能とし、専門特定大学に指定します。なぜ

場当たり的方針転換

合議体設置を一般化したのか、岸田政権は全く説明していません。

岸田政権は大学ファンダムが事実上破綻したので、合議体を強要する改悪案をつくったのです。東北大のような「選択と集中」を他の大学に強いる狙いです。

大学支配に道開く暴走許すな

選管がされていない場合は、学長

とこれが改悪案は、理事が7人

に改悪権を要求できます。

選管できないのはそのためです。

学長が反対しても賛成多数で決定されるなら、学長はそれに従わなければなりません。合議体は学長選考・監察委議に選考基準などについても意見を述べることができます。ある学長経験者は、大学

以上で規模が特に大きい大学を政策」に沿った計画を示した数校を含めて特定の大学法人に指定し、

文科省は、東京大、京都大、大坂大、東北大、東海国立大学機構4億円の赤字で、当初描いた支援構想は崩れています。認定候補に

選ばれたのは、「繋げる」分野への「選択と集中」を全学規模で行おうとする東北大1校だけでした。

は